

第二次秋田市無電柱化推進計画



令和6年3月
秋田市

目 次

1	はじめに.....	1
2	本市における無電柱化の現状.....	2
3	無電柱化の推進に関する基本的な方針.....	3
	（1）基本方針.....	3
	（2）無電柱化の対象道路.....	3
4	無電柱化の手法.....	5
	（1）地中化方式.....	6
	（2）地中化方式以外の手法.....	7
5	無電柱化推進計画の期間.....	7
6	無電柱化の推進に関する目標.....	7
7	無電柱化の推進に関する施策.....	8
	（1）多様な事業手法による無電柱化の促進.....	8
	（2）占用制度の運用.....	10
	（3）関係者間の連携の強化.....	12
8	施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するための取り組み.....	12

1 はじめに

無電柱化は、昭和60年代初頭から全国的に取り組まれてきており、一定の整備が図られてきました。

本市においても、電線共同溝などによる整備が行われておりますが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者の増加等により、無電柱化の必要性が高まっている状況です。

こうした中、国により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を目的として、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」(以下「無電柱化法」という。)が施行されました。

無電柱化法第8条第2項の規定は、国の策定する「無電柱化推進計画」および「都道府県無電柱化推進計画」を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である「市町村無電柱化推進計画」を定めるよう努めることとされており、本市では、令和2年3月に秋田市無電柱化推進計画を策定し、無電柱化の推進に向けた着実な取り組みを行ってきました。

本計画は、前計画での成果や課題を踏まえ、本市における無電柱化を一層推進するべく、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。

2 本市における無電柱化の現状

本市では、主に中心市街地や緊急輸送道路等で無電柱化が進められ、令和5年度末時点における無電柱化実施済みの整備延長は、11.9km（区間延長ベース）であり、電線共同溝方式による無電柱化実施済みの整備延長は、5.5kmとなっており、今後、さらなる無電柱化の推進を図る必要があります。

【市道大堰反線】



整備前



整備後

【市道川尻広面線】



整備前



整備後

【市道川尻八橋線】



整備前



整備後

3 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

「無電柱化の推進は地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行わなければならない。(無電柱化法第2条)」との基本理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興の3つの観点から、無電柱化を推進します。

また、安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」を目指すため、「新設電柱を増やさない」、「徹底したコスト縮減を推進し、無電柱化延長を伸ばす」、「事業の更なるスピードアップを図る」といった姿勢で無電柱化を推進します。

(2) 無電柱化の対象道路

基本方針に基づき、次の道路について優先的に無電柱化を推進します。

① 防災

秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられている緊急輸送道路等について無電柱化を推進します。特に、市街地については、重点的に整備を行います。

【緊急輸送道路の通行を妨げる電柱】



② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路等のバリアフリー化が必要な道路および通学路などにおいて、安全で移動しやすい歩行空間を確保するため、無電柱化を推進します。

【歩行者の通行を妨げる電柱】



※国土交通省HPより

③ 景観形成・観光振興

良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進します。

【無電柱化による良好な景観の形成】



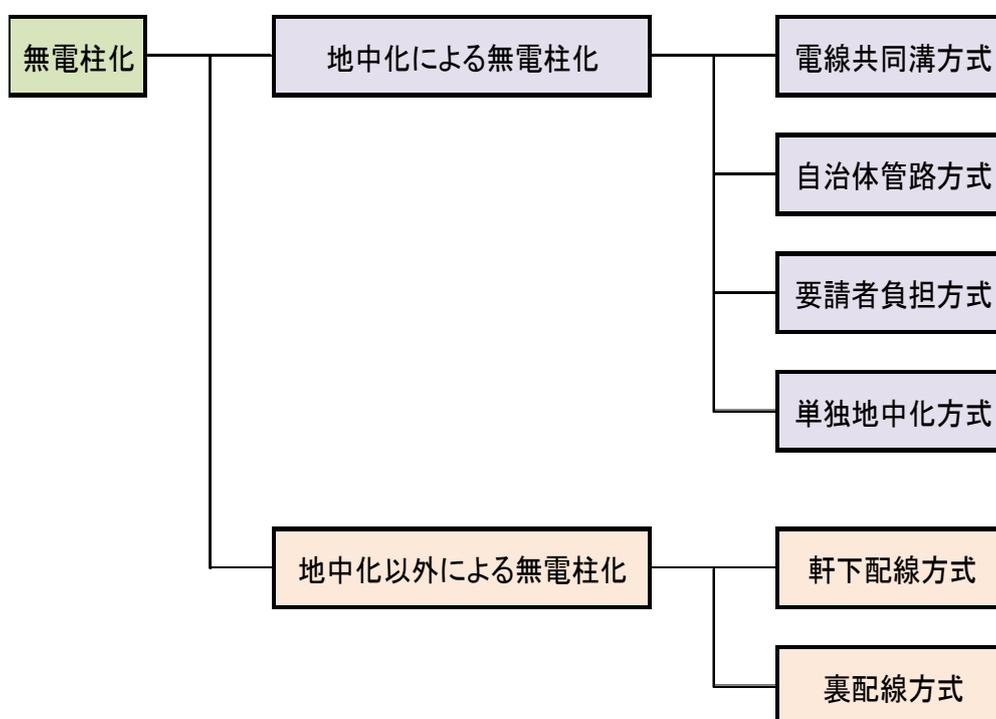
※一般県道 日三市角館線 仙北市角館町

④ 道路事業が行われる道路

上記①から③の道路において道路新設および改築事業や街路事業などが実施される際には関係事業者等と調整のうえ、無電柱化を一体的に整備し効率的に無電柱化を推進します。

4 無電柱化の手法

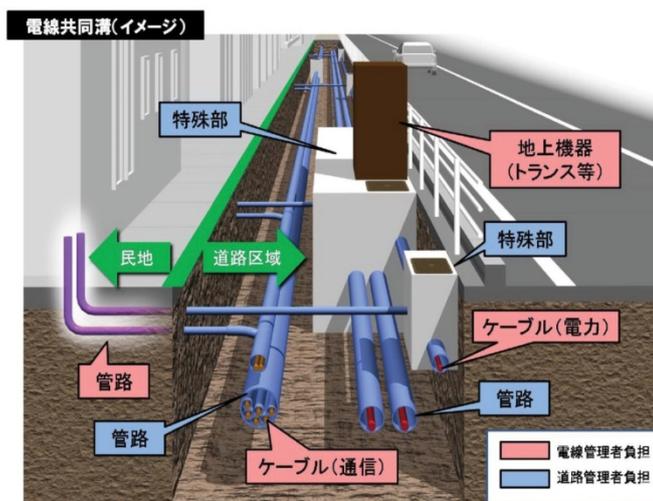
無電柱化は、整備する地域の実情に応じ、次の手法により実施します。



(1) 地中化方式

① 電線共同溝方式

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置および管理を行う2以上の者の電線を収容するため、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器を整備する方式



※国土交通省HPより

② 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式。構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は道路占用物件として地方公共団体が管理します。

③ 要請者負担方式

要請者が整備する方式で、原則として費用は全額要請者が負担します。

④ 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行う手法であり、管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する方式

(2) 地中化方式以外の手法

① 軒下配線方式

無電柱化を進める道路の脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下や軒先に配置する方式

② 裏配線方式

無電柱化を進める道路（主要な通り）の裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引き込みを裏通りから行うことにより、無電柱化する方式

5 無電柱化推進計画の期間

本計画の期間は令和6年（2024年）度から令和10年（2028年）度までの5年間とします。

6 無電柱化の推進に関する目標

本計画期間内における無電柱化の推進に関する目標を次のとおりとし、無電柱化に取り組んでまいります。



※目標値は本体工事完了延長

（整備計画）

- 市道川尻総社通り線（川元工区）、市道蓮沼手形山線、都市計画道路川尻広面線

7 無電柱化の推進に関する施策

(1) 多様な事業手法による無電柱化の促進

従来から実施している電線共同溝方式は、その整備コストが高く無電柱化が進まない要因の一つとなっています。無電柱化の推進を図るため、電線共同溝の整備とともに、次の取り組みを実施してまいります。

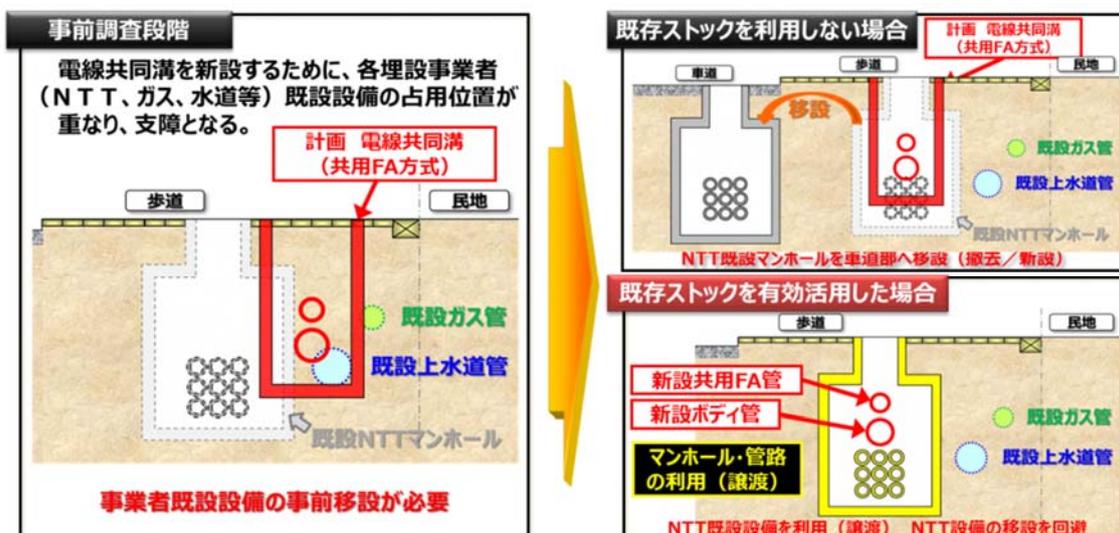
① 既存ストックの活用

無電柱化区間に電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、コスト縮減や工期の短縮を図ります。

【既設ストックの活用】

既設管路、既設マンホールを利用することによりガス管や水道管などの支障移転を回避しコスト縮減や工期の短縮が可能

※NTT設備を活用した例

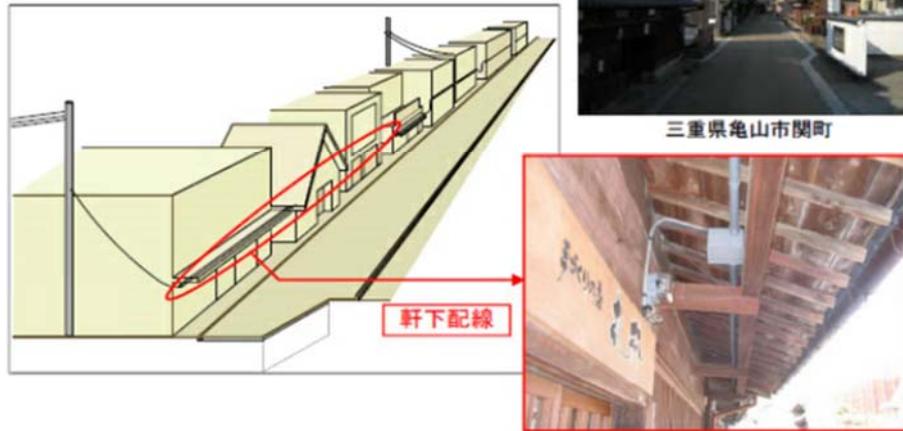


② 地中化以外の方法による無電柱化

沿道の地権者等から合意を得られる地区については、軒下配線方式や裏配線方式などの地中化以外の手法により、効率的に整備を行います。

【軒下配線方式】

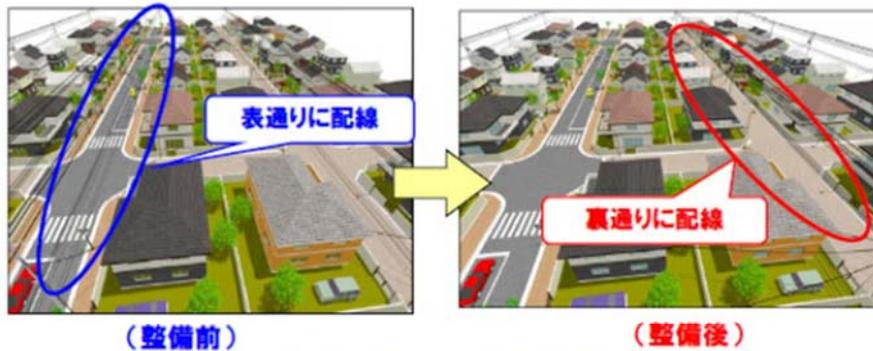
無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下や軒先に配置する方式



※国土交通省HPより

【裏配線方式】

無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引き込みを裏通りから行い、無電柱化する方式



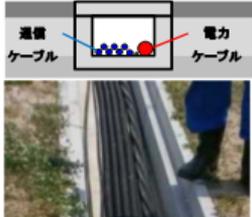
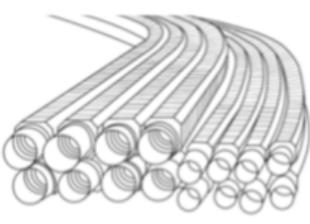
福島県南会津郡下郷町大内宿

※国土交通省HPより

③ 低コスト手法の導入

現在、国などで取り組んでいる低コスト手法についても、導入を検討し、コスト縮減や効率的な無電柱化を推進します。

【国における低コスト手法の取組】

<p>管路の浅層埋設 (実用化済)</p>	<p>小型ボックス活用埋設 (実用化済)</p>
 <p>浅層埋設の事例 (平成28年4月施行)</p>	 <p>小型ボックスの事例 (平成28年度～)</p>
<p>直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)</p>	<p>角型多条電線管【FEP管】 (実用化済)</p>
 <p>直接埋設の事例(京都) (平成29～30年度)</p>	 <p>FEP管のイメージ 東京都無電柱化計画より引用</p>

※国土交通省HPより

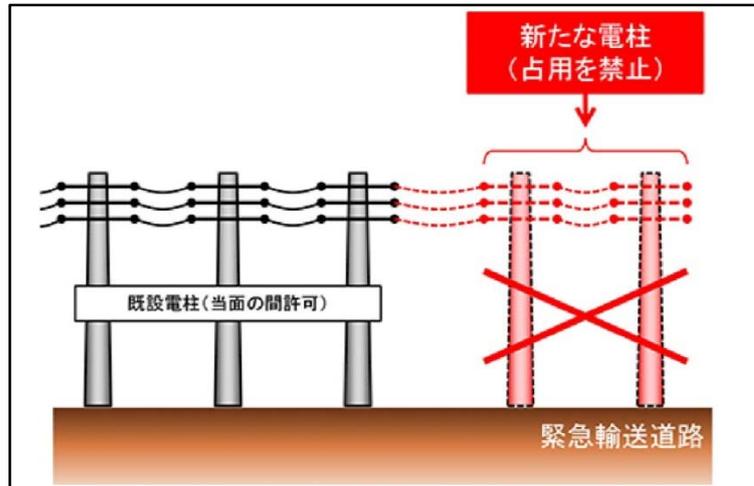
(2) 占用制度の運用

道路における占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進します。

① 占用制限制度の適切な運用

本市では、緊急輸送道路等において、道路法第37条に基づく新設電柱の占用を制限する道路を令和3年1月に指定し、災害が発生した場合における被害の拡大防止に努めています。

【緊急輸送道路の占用制限】

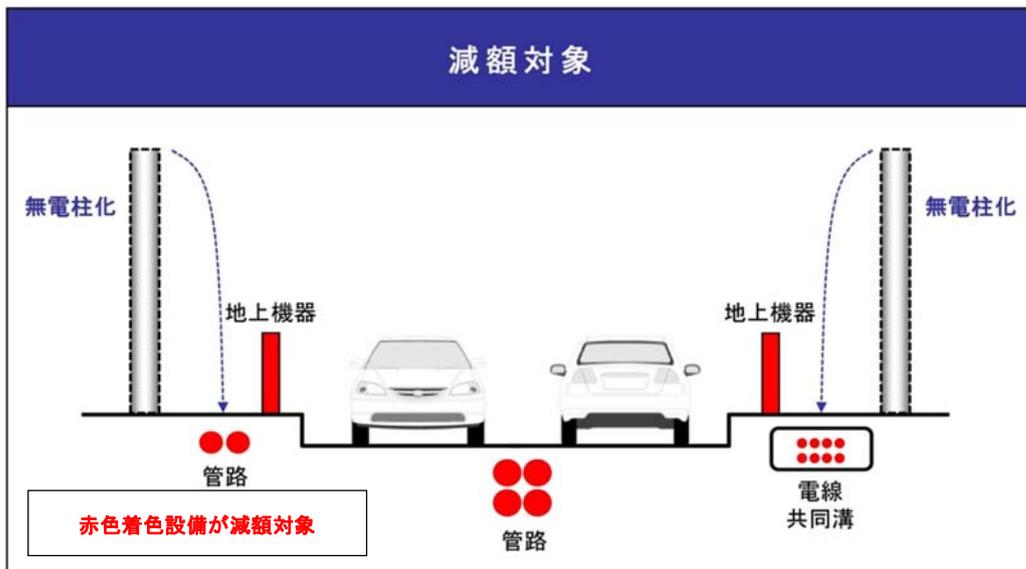


※国土交通省HPより

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化を推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置の継続、普及を促進します。

【減額措置の例】



※国土交通省HPより

(3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、交通管理者、電線管理者からなる「秋田県無電柱化調整会議」を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行います。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ地元関係者や道路管理者、電線管理者等による地元協議会等を設置します。

② 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくないと判断される場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を管理者の同意を得て進めます。

8 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するための取り組み

広報・啓発活動

無電柱化の推進を図るためには、市民の理解と協力が必要であり、その必要性や効果について関心を深めていただくため、広報や啓発活動を行います。

<計画策定担当部署>

秋田市 建設部 道路建設課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号（本庁舎4階）

TEL：018-888-5749
